

返戻金制度について

当社が紹介した求職者が入社後、適法な求人者の規定に基づく懲戒解雇または自己都合（求職者の死亡、病気、または退職勧奨等の求人者の攻めに帰すべき事由を除く）により退職するに至った場合、退職した日が入社後 6 ヶ月以内である場合に限り、下記の基準に基づき退職した月の翌月末日までに現金にて対価を返還するものとします。

この場合、求人者の依頼があれば当社は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行います。

1. 退職日が入社後 1 ヶ月以内の場合 報酬額×10%

2. 退職日が入社後 6 ヶ月以内の場合 報酬額×3%

※入社後 6 ヶ月以内とは、入社日を含む暦上の日数で数えるものとします。

株式会社アイユーエージェント
代表取締役 小池 明日香
(許可番号 40-ユ-301608)